

20 病院又は診療所に通院する患者の利便性を目的とした薬局

病院又は診療所に通院する患者の利便性を目的とした市街化調整区域内に立地する薬局のうち、申請内容が次に掲げる全ての事項に該当すること。

- 1 市街化調整区域内に立地する薬局とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に該当する薬局であり、かつ、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に該当する保険薬局で、主たる業務が調剤を目的とする薬局であり、設置する合理的理由があること。
- 2 申請地は、病院又は診療所の敷地から50メートルの範囲に含まれる土地であること。
- 3 建築物の敷地面積は500平方メートル以下であり、敷地周長の7分の1以上が建築基準法第42条第1項に掲げる道路に現に接していること。ただし、袋路状の道路は除く。
- 4 建築物は、必要最小限の規模とし、延べ面積は150平方メートル以下とする。また、建築物は原則として平屋建てとする。
- 5 申請に係る土地は、農地法に基づく農地転用が見込まれない農用地及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項に基づく農業振興地域内の農用地を含む土地でないこと。

留意事項

- 一 1の「合理的理由」とは、当該地に立地する必要性及び事業の実現性等をいう。
- 二 2の「50メートル」とは、敷地間の距離をいう。
- 三 本薬局は、都市計画法第34条第1号に該当する医薬品小売業の同業種としては取扱わない。
- 四 既存の当該施設の増改築等において、既存の当該施設の敷地内で行う「建築行為」で建替え後の建築物の延べ面積が既存の建築物の延べ面積の1.5倍以下であるものについては、許可を要しない。

（平成19年11月30日・旧22繰上・一部改正）

（平成24年4月1日・旧21繰上）

（平成27年4月1日・一部改正）

（令和2年4月1日・一部改正）

附 則

（施行期日）

- 1 この基準20は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準20は、令和2年4月1日から施行する。